

令和 7 年度 一般会計歳出 第 3 款 2 項 1 目 個性ある区づくり推進費 12 節 委託料			
受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			港南区区政推進課企画調整係 担当者名 ふりがな 横山 よこやま 保啓 やすひろ 電 話 045-847-8327
設 計 書			
1 委 託 名 港南区スマートフォン相談員育成業務委託			
2 履 行 場 所 横浜市港南区港南四丁目 2 番10号			
3 履行期間 ☒ 期間 令和 7 年 9 月 22 日 から 令和 7 年10月31日まで 又は期限 ☐ 期限 年 月 日 まで			
4 契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約			
5 その他特約事項			
6 現 場 説 明 ☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)			
7 委 託 概 要 スマートフォンの基本操作を周囲の方や希望する団体等に教える、 「スマートフォン相談員」を育成する。			

8 部 分 払

☐ す る （ 回以内）

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

[illegible]

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

業務委託仕様書

1 業務名

港南区スマートフォン相談員育成業務委託

2 業務目的

本業務は、スマートフォンの基本操作が分からない方へのデジタルデバйд対策として、自治会、町内会や友人同士など、身近な場所で身近な人に相談できる機会を創出するため、スマートフォンの基本操作を周囲の方や希望する団体等に教える「スマートフォン相談員」を育成することを目的とします。

3 委託期間

令和7年9月22日から令和7年10月31日まで

4 履行場所

横浜市港南区役所 6階会議室
(横浜市港南区港南四丁目2番10号)

5 業務内容（詳細日程は別紙参照）

(1) スマートフォン相談員育成講座の開催(全4回、2時間/回)

【講師1名、アシスタント1名、受講者10名(テキストの配布)】

※横浜市電子申請・届出システムのテキストは区から提供

※講座で使用するスマートフォンは、受講者が所有する端末を使用

ア 相談サポートスキル

- ・接遇（立居振舞い、声のトーン、指し示し、表情）
- ・言い換え（専門用語や横文字の言い換え）
- ・質問対応（1対1の質問に対しての適切な回答方法）

イ スマートフォンの基礎知識

- ・スマートフォンの基本操作
(電源の入れ方、タッチ操作、電話、カメラ、メール、インターネット、アプリの追加等)
- ・LINEの基本操作
- ・安心安全なスマホ利用（特殊詐欺、セキュリティ、通信料の基礎知識）
- ・キャッシュレス（キャッシュレスの基礎知識）
- ・行政サービス（横浜市電子申請・届出システムの基礎知識）

ウ 講座サポートスキル

- ・参加者の状況把握（参加者の操作状況や気持ちの変化への気づき、声かけ）
- ・参加者フォロー（参加者の希望や質問に応える範囲の見極め、対応）
- ・講座進行に戻す促し（進行をスムーズにするための働きかけ）

エ まとめロールプレイング

(2) スマートフォン講座(講師サポート)の開催(1回、2時間)

【講師1名、アシスタント0名(受講者10名による講師サポート)、参加者(一般区民)

20名(テキスト配布)】

※講座で使用するスマートフォンは、受講者及び参加者が所有する端末を使用

- ・スマートフォンの基本操作

(電源、タッチ操作、電話、カメラ、インターネット、アプリの追加)

- ・LINE の基本操作

6 特記事項

- (1) 講座で受講者が使用するスマートフォンについては、OS の指定は行わない。
- (2) 通信環境は区庁舎内のフリーWi-Fi を利用可能。(30 分間接続、1 日 4 回まで)
- (3) 使用するテキストのページ数や仕様については、特に制限は設けない。

7 その他、契約履行にあたっての留意事項

(1) 疑義等の決定

本業務の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議の上、業務を実施する。

(2) 情報の管理及び秘密保持

本業務を実施するにあたり取り扱う個人情報その他相手方の秘密等を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、若しくは漏洩し、または他の目的に利用してはならない。横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月 25 日条例第 6 号）等に基づき、その取扱いに十分留意すること。なお、本事業が理由の如何に問わず終了した後も、秘密保持の債務を負うものとする。

(3) その他

ア 受託者は、本業務の履行中において本市又は第三者に害を及ぼした場合、本市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

イ 受託者は、本市の条例、規則及び関係法令を遵守しなければならない。

ウ 受託者は、本市の委託契約約款を遵守しなければならない。

エ その他契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、市と協議の上、決定するものとする。

スマートフォン相談員育成講座 開催日程

日付	時間	会場	内容
9/22(月)	10:00～12:00	603 会議室	育成講座①
9/26(金)	10:00～12:00	603 会議室	育成講座②
10/2(木)	10:00～12:00	603 会議室	育成講座③
10/24(金)	10:00～12:00	603 会議室	育成講座④
10/31(金)	10:00～12:00	601 会議室、 602 会議室	スマホ講座の講師サポート